



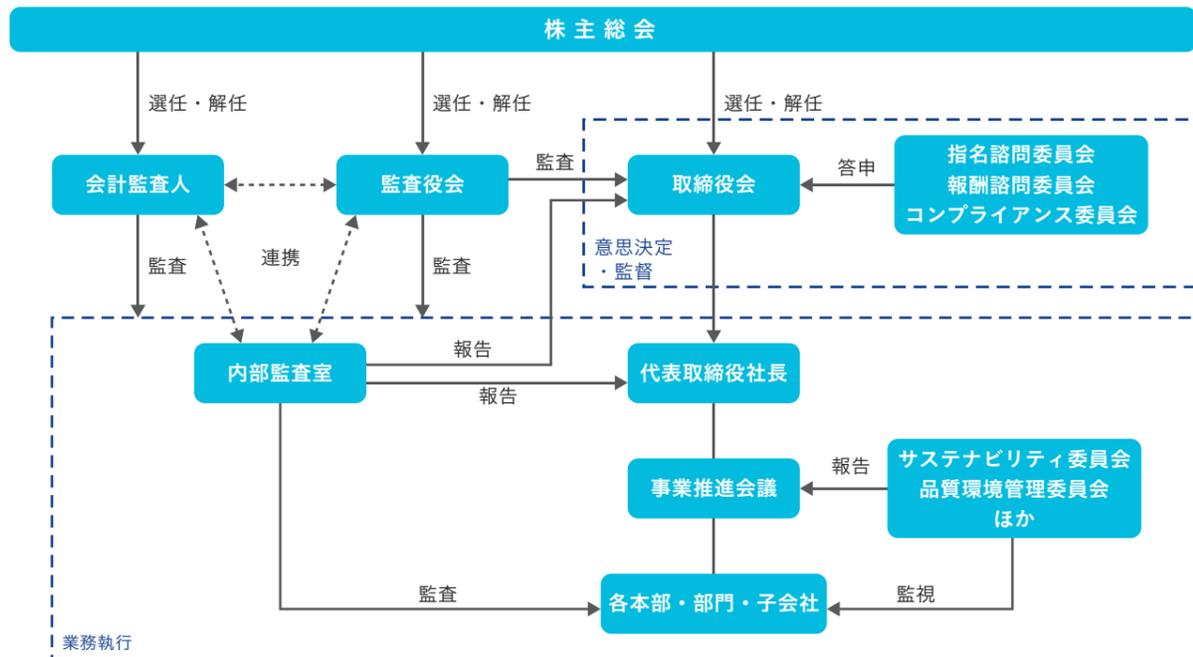
ガバナンス

当社グループは、適切な企業統治の推進・徹底を図ることにより、企業としての社会的責任を果たし、関係する皆さまから信頼していただけることを基本方針とし、実効性の高いガバナンス体制の整備・充実に取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会および監査役会による取締役の職務執行の監督および監査を行っています。また、業務執行につきましては、執行役員制度を導入し、取締役による経営の意思決定および監督機能と執行役員による業務執行機能を分離することで、経営の透明性・公平性を高めるとともに、業務執行の迅速性・

効率性を確保しています。
 なお、当社の社外取締役は、企業経営における豊富な経験や高い見識に基づき、独立した客観的立場から経営に対して意見・助言を行い、取締役会の機能を強化する役割を担っています。



※2024年6月26日時点

取締役および取締役会

取締役会は、社外取締役3名を含む7名で構成され、月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しており、法令で定められた事項および経営上の重要な事項の意思決定ならびに業務執行状況の報告を受けて確認し、業務執行を監督しています。

監査役および監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、原則月1回定時に開催しています。各監査役は、取締役会などの重要会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、業務監査などを通じて取締役の業務執行状況を監査しています。また、内部監査室や会計監査人と定期的に情報・意見交換を行い、緊密な連携を取っています。

社外取締役および社外監査役

専門分野を含めた幅広い経験や見識を経営の意思決定に反映させるため、また公正中立な立場で業務執行の妥当性を監督するため、社外役員を選任しています。また、社外役員の独立性に関する基準を定めており、それらの基準に沿って各社外役員の独立性を判断しています。

子会社管理

関係会社管理規程に基づき、子会社の経営上重要な決定事項については事前承認を求め、子会社の業務執行については事業推進会議にて担当執行役員から報告を受けるとともに、定期的に子会社の代表者から事業計画の進捗状況の報告を受けています。

指名・報酬諮問委員会

社外取締役を委員長とし、指名諮問委員会にて取締役および監査役候補者を選定、報酬諮問委員会にて取締役および監査役の報酬を審議し、審議結果をそれぞれ取締役会および監査役会に答申することで客観性および透明性の確保を図っています。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会全体の実効性について客観的な視点から分析・評価するために、全ての取締役および監査役に対し第三者専門機関によるアンケート調査を毎年実施し、その結果に基づき取締役会において実効性に関する分析・評価を実施しています。2023年度の調査の結果、経

営戦略・経営計画における収益力・資本効率を踏まえた審議の充実と、人的資本投資や知的財産投資、サステナビリティ課題など中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みに関する議論を深化させる必要性を確認・共有しています。

社外取締役・社外監査役をサポート体制

社外取締役のサポート体制としては、取締役会事務局が必要な連絡を行うとともに、取締役会での審議事項、その他重要会議での報告・検討事項などに関する情報提供を行っています。社外監査役のサポート体制としては、専任の監査役補助者を配置し、監査役会の補佐、社外監査役への連絡を行っています。

内部統制システム

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制の整備・運用を進めるとともに、その進展や状況に応じて、必要な改定を行っています。「内部統制システムに関する基本方針」の全文は、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集ご通知に記載しています。

内部統制システムに関する基本方針

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に関する情報の保存および管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
7. 監査役の適正監査を確保するための体制
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項
9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制整備状況

役員の報酬等

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容及び決定方法は以下の通りです。

a. 基本方針

取締役における報酬の基本方針は、当社の取締役としての役割・責務を全うできる優秀な人材を確保・維持できる水準としつつ、短期業績目標の達成及び中長期的な企業価値の向上を動機づける、インセンティブ連動を重視した報酬とすることを基本方針としています。具体的には、取締役(社外取締役を除く)は月例の基本報酬、当該年度の業績に連動する賞与及び株式報酬(譲渡制限付株式付与のための報酬)で構成し、社外取締役は固定報酬のみで構成しています。なお、監査役の報酬については、独立した立場からの監査という役割から、固定報酬のみで構成しています。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、経済・社会情勢、従業員給与とのバランス、同業他社の報酬水準などを考慮し、各取締役の責務に応じて決定しています。

c. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬としての賞与については、該当年度の経営成績の評価指標である連結経常利益に一定の割合を乗じて算出した金額に、目標達成度等を考慮し、役位及び業績貢献度に応じて配分額を決定しています。非金銭報酬等としての株式報酬は、譲渡制限付株式とし、その支給金額は、その目的を踏まえた相当と考えられる金額を各取締役の職責に応じて決定しています。具体的な支給方法は、支給決定後一定の期間内に、当該報酬の割当対象となる取締役に対して譲渡制限付株式付与のための金銭債権を支給し、当該取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとしています。なお、当該普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しています。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社の同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定しています。

e. 役員の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

役員の個人別の報酬等の内容については、株主総会で決議された各報酬限度額の範囲内で、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役の報酬は取締役会において、監査役の報酬は監査役会において決定しています。なお、当事業年度は、報酬諮問委員会を3回開催し、その答申に基づいて取締役会で審議・決定しています。なお、役員の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第58回株主総会において、取締役の報酬限度額を年額216百万円以内、監査役の報酬限度額を年額60百万円以内とすることを決議しています。当該定時株主総会最終時の役員の員数は、取締役は10名、監査役は4名です。また、この報酬枠とは別に、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)を対象とする譲渡制限付株式付与のための報酬限度額を年額40百万円以内、その付与株式の総数は年20,000株以内とすることを決議しています。当該定時株主総会最終時の取締役(社外取締役を除く)の員数は5名です。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会としてもその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しています。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数(2024年3月期) 単位:百万円

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	153	114	10	28	5名
監査役 (社外監査役を除く)	28	28	—	—	2名
社外役員	32	32	—	—	6名

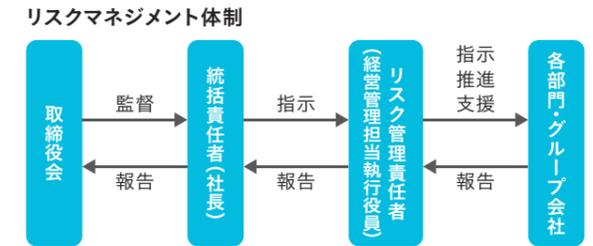
(注)1. 当事業年度末現在の人数は、取締役8名、監査役4名です。
(注)2. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額については、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。
(注)3. 当社は2006年6月27日開催の第58回定時株主総会最終の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止しています。
(注)4. 上記の役員の員数及び報酬等の総額には、当事業年度中に退任した社外役員1名を含んでいます。
(注)5. 上記の非金銭報酬等の金額は、当事業年度中に退任した取締役1名を含む取締役5名に対する報酬であり、当連結会計年度に関わる譲渡制限付株式の付与のための報酬の費用計上額です。

リスクマネジメント

社会や事業環境の変化とともに、企業を取り巻くリスクは複雑化、多様化が進んでいます。当社グループでは、事業に重大な影響を及ぼすリスクについて、「リスク管理規程」に基づき適切な管理体制を整備するとともに、毎年その運用・リスク評価の見直しを実施して改善に努めています。

リスクマネジメント体制

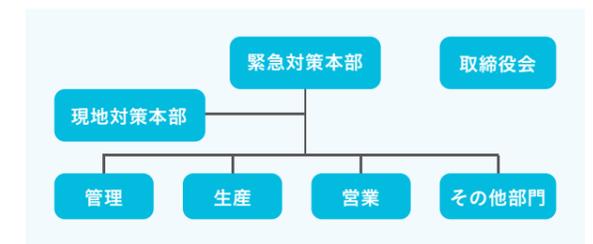
当社グループの企業価値にマイナスの影響を及ぼすリスクを軽減するため、リスクマネジメント体制を確立しています。代表取締役社長を統括責任者として、リスクの把握・管理に関する活動を総括し、リスクが顕在化した場合には、当社グループ全体の総括的な指揮監督を務めます。



BCP(事業継続計画)

地震や台風などの自然災害や新型コロナウイルスなどの感染症は、事業に必要な人員や設備、ライフラインに甚大な被害を及ぼす可能性があります。有事の際にも事業をできる限り中断させないために、また、被害を最小限にとどめ、すばやく復旧して生産活動を再開できるようにBCP(事業継続計画)を策定しています。社内の組織は緊急対策本部をはじめとして、お客さまに製品を供給するための原材料調達・製造・物流・営業などの中核機能、従業員の安否確認や社内外の情報収集を行うサポート機能などといった、機能別に組織の役割を明確化し、想定される対応・行動をもとにアクションプランを作成しています。危機管理能力と事業継続力のさらなる向上のために、BCPの定期的な見直しや従業員への教育・訓練などに努めています。

BCP(事業継続計画)対応体制



■緊急対策本部の構成
【対策本部長】社長
【副本部長】経営管理担当執行役員(その他構成員) 生産担当執行役員 / 営業担当執行役員 / その他対策本部長指名者(事務局) 総務担当部門、経営管理部門

■現地対策本部の構成
【現地対策本部長】現地事業所長(その他構成員) 現地総務グループ長 / その他現地対策本部長指名者(事務局) 現地総務部門



狭山事業所防災訓練



浜岡事業所防災訓練

防災訓練

狭山・浜岡事業所では年に2回、本社では年に1回、防災訓練を実施しています。万一の事故や自然災害に備え、事業所ごとに自衛消防隊を編成し、迅速かつ的確な対応を行えるように、全従業員が訓練に参加して防災・災害対応力向上に努めています。

情報セキュリティ

当社は、技術的・組織的な各種施策、対応を継続的に実施することで、情報セキュリティへの取り組みを続けてきました。残念ながら2024年1月にランサムウェア被害が発覚し、外部から不正なアクセスがあったことが認められました。直ちに当局を含めた関係各所と連携するとともに、外部専門家の協力のもと、原因究明のための調査や是正、復

旧対応に尽力しています。当レポート発刊時点で、HPで掲載、お伝えしている以上の被害拡大や情報漏えいは確認されていません。是正対応として、要員拡充を含めた情報システム管理体制の強化を図り、情報セキュリティに関する投資額を増やすなど、再発防止のための各施策を順次展開している状況です。

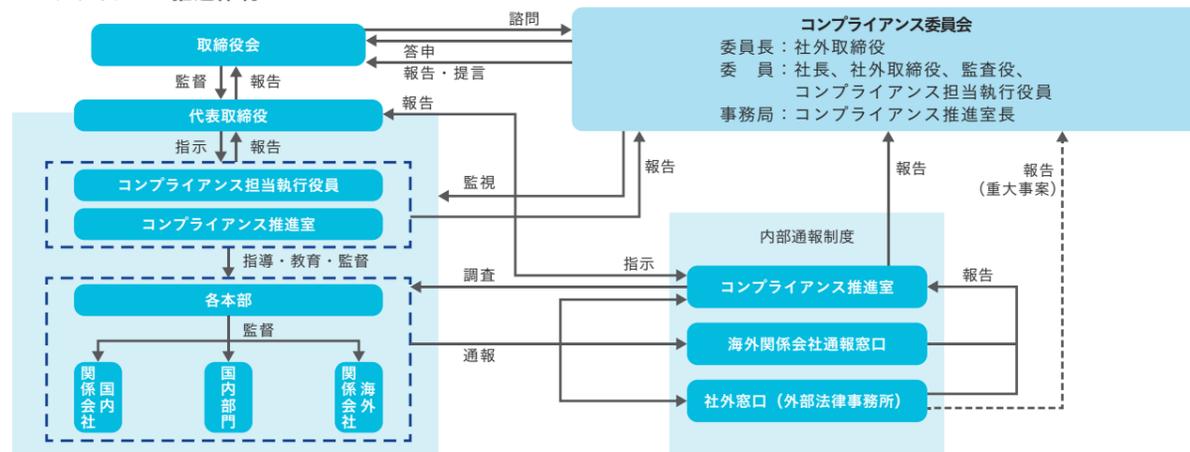
コンプライアンス

当社グループは、法令や社会規範の遵守はもとより、高い倫理観に基づく誠実な企業活動に徹することで、全てのステークホルダーから信頼され、必要とされる企業グループであり続けることを目指しています。

役員・従業員の行動規範「綜研化学倫理綱領」を定め、倫理綱領ハンドブックの発行やSOKENカードの配布、コンプライアンス教育などにより、コンプライアンス意識の醸成を図っています。また、組織的なコンプライアンス活動を推進・徹底するためにコンプライアンス規程を定め、代表

取締役社長を最高責任者として業務執行組織におけるコンプライアンス活動を推進するとともに、取締役会の諮問機関として社外役員を主要メンバーとするコンプライアンス委員会を設置し、独立した客観的な立場からコンプライアンス状況を監視し、提言などを行っています。このほか、違法・不正行為などの早期発見と未然防止を図るために内部通報制度を設け、各グループ会社の社内窓口に加えて、全グループ会社を対象に独立した社外弁護士による社外窓口を設置し、通報しやすい環境を整備しています。

コンプライアンス推進体制



2023年度 コンプライアンス活動実績

- ・コンプライアンス委員会の開催 (5月・8月・10月・2月)
- ・グループコンプライアンス推進会議の開催 (年3回)
- ・ハラスメント防止研修の実施 (8月)
- ・役員向けコンプライアンス研修の実施 (1月)
- ・社内報 (国内、海外) での定期的な情報発信 (年3回)
- ・海外関係会社にて倫理綱領およびハンドブックの周知・勉強会 (年3回)
- ・コンプライアンス規程の制定および、コンプライアンス年間活動計画を作成 (関係会社)
- ・国内グループ会社の法令遵守調査の実施
- ・中国関係会社の法令遵守調査票を作成および調査の実施

voice)))

コンプライアンス活動の目的は、不正を見逃さず不祥事を防止すること、不祥事により会社の信頼を損なわせないことです。そのための取り組みとして、①ルール整備、②期待する行動の周知、③不正を見逃さない文化や仕組みの醸成・構築の3つを柱として諸活動に取り組んでいます。コンプライアンス推進室発足2年目の取り組みとして、仕事をする上で守るべき約束ごとを伝えるツールづくりや、内部通報やハラスメント相談を幅広く受け付けて、従業員の身近な相談先として問題へ早期に関わり対処すること、グループ会社のコンプライアンス活動を自主的・計画的に行うための支援などに注力しました。今後も組織の状況に即した施策により、グループ全体に地道な活動が定着するよう努めてまいります。

コンプライアンス推進室 室長 中村 律子



内部通報制度について

海外・国内関係会社を含む全ての従業員が法令、倫理綱領、諸規程などに反する不適切な行動に気づいた場合、通報・相談できるように社内外に相談窓口を設けています。グループ各社の社内報や社内定例会議などを通じて、内部通報制度の役割を定期的に周知しています。また、女性専用窓口も設置し、女性が相談しやすい体制も整えています。2023年度の相談・通報件数は25件あり、うち1件は海外からの通報でした。

株主・投資家の皆さまとの関わり

当社は、経営の透明性を高め、企業としての説明責任を果たすため、適時開示や当社ホームページなどによる情報発信に加え、機関投資家・アナリストの皆さま向けの説明会などコミュニケーションの充実に努めています。

情報開示に関する取り組み

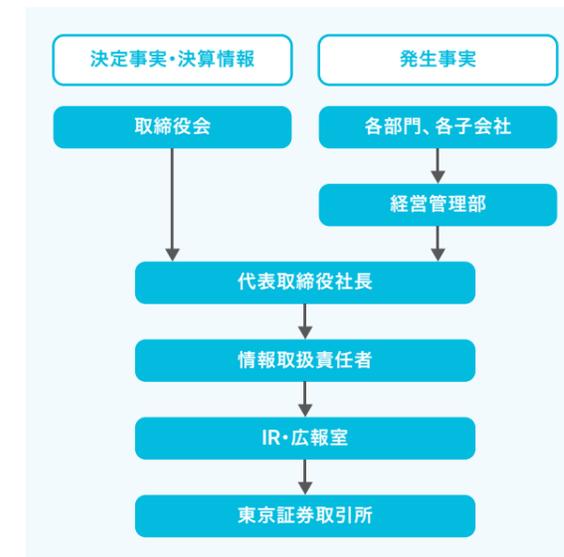
法令などに基づく法定開示や東京証券取引所規則に基づく適時開示の実施はもとより、これらの開示基準に達しない任意開示情報についても積極的に開示することとしています。機関投資家・アナリストの皆さまには決算説明会(年2回)や個別の面談を実施しています。また、株主の皆さまを対象に「ビジネスレポート」を発行しています。これらの資料につきましては、全てのステークホルダーに広くご覧いただけるように、当社ホームページにも掲載しています。



決定事実・決算情報については、東京証券取引所の開示基準に従い、取締役会決議後、速やかに情報取扱責任者に通知され、情報取扱責任者の指示のもとでIR・広報室が適時開示手続きを実施しています。

また、発生事実については、当該事実を把握した部門・子会社から経営管理部に報告することとしています。経営管理部は、当該事実の発生を代表取締役社長に報告し、

適時開示体制の模式図



適時開示情報に該当する場合は、情報取扱責任者の指示のもとでIR・広報室がTDnetによる適時開示手続きを実施しています。

IR活動スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
決算発表		● 期末決算発表			● 第1四半期決算発表			● 第2四半期決算発表				● 第3四半期決算発表
決算説明会		● 期末決算説明会						● 第2四半期決算説明会				
株主総会				● 定時株主総会								

voice)))

2024年7月にコーポレートサイトをリニューアルしました。

2023年度はコーポレートサイトの全面リニューアルに取り組み、今年7月に新サイトを公開しました。当社グループの製品は素材として使用されるものが多く、これまで事業内容や製品用途がわかりにくいというご意見を頂戴していました。今回の改修では綜研早わかりページ(そうなのかSOKEN!)を設け、自社の強みや特長をご紹介します。スマートフォンにも対応していますので、裏表紙の二次元バーコードよりご覧ください。

IR・広報室 室長 和田 裕子

